

議案第 3 号

令和 3 年度の財政融資資金の融通条件の改定

令和3年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和3年度の財政融資資金の融通条件（令和2年12月18日決定）を下記のように改め、令和3年度特別会計補正予算（特第1号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

1. 記27を記28とし、記26を記27とし、記25の次に次のとおり追加する。

26 新関西国際空港株式会社に対する貸付け

償還期限 38年以内（8年以内の据置期間を含む。）